

日 薬 業 発 第 75 号

平成 28 年 5 月 10 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌平

平成 28 年熊本地震により被災した私学共済加入者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予について（要請）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

共済組合における平成 28 年熊本地震による被災者の一部負担金等の徴収猶予及び減免等を行うことについては、平成 28 年 4 月 21 日付け日薬業発第 29 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、文部科学省から日本私立学校振興・共済事業団に一部負担金等の徴収を猶予するよう要請されたとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

シ  
15

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 22 日

日本薬剤師会会長 殿

文部科学省高等教育局  
私学部私学行政課私学共済室長

平成 28 年熊本地震により被災した私学共済加入者に係る  
一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

標記の件について、別添のとおり日本私立学校振興・共済事業団に通知しました  
のでご了承願います。

なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく申し上げます。

文部科学省高等教育局 私学部私学行政課私学共済室共済法規係 TEL : 03-6734-2616 FAX : 03-6734-3395
--

事 務 連 絡  
平成28年4月22日

日本私立学校振興・共済事業団 御中

文部科学省高等教育局  
私学部私学行政課私学共済室

平成28年熊本地震により被災した加入者等に係る  
一時負担金等の徴収の猶予について（要請）

平成28年熊本地震で被災した加入者及びその被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、平成28年4月15日付け事務連絡「平成28年熊本地震により被災した加入者及び学校法人等に係る取扱い等について」を送付し、現行法の取扱いをお示しするとともに弾力的な取り扱いを依頼したところですが、被害の甚大な状況に鑑み、一部負担金等の取扱いは、下記のとおりとしていただくよう要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、加入者及び被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、貴事業団が保険医療機関等に支払うとともに、貴事業団が加入者から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

## 2. 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成28年熊本地震に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に住所を有する(地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の加入者及び被扶養者であること。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

## 3. 取扱いの期間

当面、7月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、7月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。

事 務 連 絡  
平成28年4月15日

日本私立学校振興・共済事業団 御中

文部科学省高等教育局  
私学部私学行政課私学共済室

平成28年熊本地震により被災した加入者及び  
学校法人等に係る取扱い等について

標記のことについて、被災した加入者及び学校法人等それぞれの被災状況等に十分配慮していただき、下記の事項等について弾力的な運用が図られるようよろしくお願いします。

なお、このことに関して厚生労働省から別添1のとおり関係者への周知依頼が発出されており、また、関連して別添2の事務連絡についても再周知がされているところですので、これらの趣旨も十分御理解のうえ御対応願います。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
2. 掛金の納期限の延長及び納付猶予について
3. 給付費等の支払について
4. 加入者証の取扱いについて

以上